

広島県告示第四百五十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十五年広島県告示第二百九十七号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成二十六年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
小型定置田島区域（田島漁業協同組合の地区）	<p>一 福山市内海町田島地先水面において、主としてふぐをとることを目的とする小型定置漁業</p> <p>二 小型定置漁業であつて一以外の漁業</p>	田島区域（田島漁業協同組合の地区）	<p>一 福山市内海町田島地先水面において、主としてふぐをとることを目的とする小型定置漁業</p> <p>二 小型定置漁業であつて一以外の漁業</p> <p>三 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</p> <p>四 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業</p> <p>五 一〜四に掲げる漁業以外の漁業</p>